

富士市生涯学習人材バンク設置要項

【設置】

- ・幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民一人ひとりの生涯学習を支援し、豊かな地域社会をつくるため、富士市生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

【事業】

- ・人材バンクは次の事業を行う。
 - (1) 人材の登録、変更、更新及び取消に関すること。
 - (2) 人材情報の管理及び提供に関すること。
 - (3) 人材の発掘及び養成に関すること。
 - (4) その他、人材バンクについて必要なこと。

【事務局】

- ・人材バンクの事務局を、富士市教育委員会社会教育課（以下「社会教育課」という。）におく。

【登録の分野、対象及び資格】

- ・登録の分野は、生涯学習に関するあらゆる分野とする。
- ・人材バンクの登録対象は、生涯学習についての理解と熱意を持ち、持てる知識及び技能を地域社会で積極的に役立てようとする意欲のある個人又は団体とする。ただし、講師料は1時間あたり3,410円を上限して活動するものとする。
- ・政治、宗教又は営利活動を目的とする場合は、登録できない。

【登録の方法】

- ・人材バンクへ登録を希望する者は、富士市生涯学習人材バンク講師情報登録申込書兼承諾書（第1号様式）を社会教育課に提出しなければならない。
- ・社会教育課は、前項の登録申請があった場合は、内容を確認のうえ登録の可否を決定し、富士市生涯学習人材バンク登録審査結果通知書（第2号様式）を申請者に通知するものとする。

【登録の情報公開】

- ・登録者の氏名及び団体名並びに活動分野等は、原則として公開する。ただし、登録者本人の申し出があった場合は、この限りではない。

【登録の有効期間】

- ・登録の有効期間は、登録日、もしくは最終更新日の属する年度の末日から3年を経過する日までとする。

【登録の変更】

- ・富士市生涯学習人材バンク講師登録者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに富士市生涯学習人材バンク講師情報登録申込書兼承諾書（変更）（第3号様式）、もしくは社会教育課が提示する形式を用いて、社会教育課に提出しなければならない。

【登録の更新】

- ・登録者は、登録の更新をするとき、社会教育課からの通知を確認の上、提示する期間までに、

富士市生涯学習人材バンク講師情報登録申込書兼承諾書（更新）（第3号様式）、もしくは社会教育課が提示する形式を用いて、社会教育課に提出しなければならない。

【登録の取消】

- ・社会教育課は、次のような場合に登録を取消することができる。
 - (1) 富士市生涯学習人材バンク講師情報登録申込書兼承諾書（取消）（第3号様式）、もしくは社会教育課が提示する形式により登録者もしくは代理人から申し出があったとき。
 - (2) 登録者が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある活動等をしたとき。
 - (3) 登録者の地位を利用して、政治、宗教、営利等を目的とした行為などをしたとき。
 - (4) 登録者が所定の更新手続きを行わなかったとき。
 - (5) その他登録者として、不適格と社会教育課が認めたとき。

【登録者の役割】

- ・登録者は、団体、サークル等の求めにより、実技活動、学習会等における指導助言を通して、生涯学習の支援に努める。

【人材バンクの利用】

- ・人材バンクの利用者（以下「利用者」という。）は、原則として市内在住、在勤若しくは在学の個人又は市内の団体とする。
- ・政治、宗教及び営利活動を目的とする場合は、人材バンクを利用することができない。
- ・登録講師と利用者間での交渉開始以降は、当事者の責任において対応することとし、社会教育課は一切の責任を負わない。

【登録者の紹介等】

- ・利用者は人材バンクの利用において、登録者のうちから希望する者を選び、直接連絡し、交渉する。
- ・連絡先を公開していない登録者と交渉する場合は、社会教育課に連絡し、登録者の連絡先等の情報を得る。

【活動場所】

- ・利用者は、富士市内において活動場所を確保しなければならない。

【経費等】

- ・利用者の依頼により講座等を開講した登録者（以下「指導者」という。）に対する講師料その他必要な経費等は、利用者の負担とする。

【人材バンク利用報告】

- ・社会教育課は、必要に応じて利用者に富士市生涯学習人材バンク利用報告書（第4号様式）（以下「利用報告書」という。）の提出を求めることができる。利用者は、通知発送後1ヶ月以内に社会教育課へ富士市生涯学習人材バンク利用報告書（第4号様式）を提出するものとする。

【人材バンク活動報告】

- ・社会教育課は、必要に応じて指導者に富士市生涯学習人材バンク活動報告書（第5号様式）（以下「利用報告書」という。）の提出を求めることができる。指導者は、通知発送後1ヶ月以内に社会教育課へ富士市生涯学習人材バンク利用報告書（第5号様式）を提出するものとする。

【登録者の管理】

- ・ 社会教育課は、登録者を所定の名簿にて管理する。

【補足】

- ・ この要領に定めるもののほか、人材バンクに関して必要な事項は社会教育課が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年11月17日から施行する。